角 農 第 799号 令和7年9月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

角田市長 黑須 貫

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
市町村名(市町村コード)		角田市
		(208)
111.1-15.77		枝野
地域名 (地域内農業集落名)	(	笠松・寄井・畑中・郡山・郷主内・島田・桜井・石川口)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年9月24日
		(第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

#### 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

地域の農業経営資源の受け手として期待される担い手農家の高齢化が進行しており、農業経営を継承し、発展させるための支援を行っていく必要がある。農業従事者の高齢化や担い手農家の減少等により、農作業の省力化や効率化が求められているほか、これまで家族の継承の中で培われてきた農業技術を、第三者継承を含め新規就農者へ継続的に継承していける仕組みが必要となっている。また、資材価格の高騰や消費者の低価格志向などの社会情勢の中において、なりわいとして農業を営んでいくことが難しくなりつつある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・地域の主要作物である米・大豆を中心に、麦、新規需要米など食料安全保障の向上に寄与する作物、農家の収入向上に資する高収益作物の生産を地域農業の中心と位置付ける。また、園芸、果樹、畜産も振興に努める。 ・農地の総量維持と適正利用を徹底し、将来に渡り地域農業が持続可能な農地の確保・保全に努める。

- ・地域農業を持続可能な体制とし、これを維持するため、小規模・兼業・家族経営を前提とした営農体制から、集落営農組織・法人などの経営体への集約・転換を図り、安定した雇用体系を作り、地域内外からの人材の流入を可能にする。
- ・現在の地権者と耕作者間の個人的な農地の貸し借りを、中間管理機構に集約し、地域全体で効率的な農地利用ができる体制を作る。
- ・将来的な担い手の減少を鑑み、農地の団地化、集約化を進め、スマート農業技術の活用を推進し農業生産の省力化・低コスト化を図る。
- ・食料生産体制の強靭化のため、国内産肥料、バイオ燃料、再生可能エネルギーの活用など有事に強い農業体制を目指す。

# 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		728 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	495 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地をこれに位置付ける

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項				
	(1)農用地の集積、集約化の方針				
	枝野地区内における集落の農地利用については現状の中心経営体である認定農業者等が担っていくほか、新				
	規就農者の受け入れや、生産組織の法人化を促進していく。				
	規模拡大、集団化、法人化を行う経営体に対し農業生産の省力化・低コスト化に資する補助を行う。				
	(2) 展地中間音座機構の活用力調   将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者が農地を貸し付ける際は原則として機構を活用する。				
	機構の活用により小作料の金納化、標準化を進め、円滑な農地の集積が実現する条件を整える。				
	(3)基盤整備事業への取組方針				
	必要な部分の基盤整備は完了している。				
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針				
	集落営農・法人化等経営規模の大型化・集約を行い、地域内外からの人材の受け皿となるよう目指す。				
	6次産業化、他業種、他地域との連携を図り、農業がなりわいとなる地域の構築を目指す。  地域の農地を守る小規模農家を支援する体制の構築を目指す。				
	地域の長地でする小規模長家で又抜りる体制の構築で日拍り。 				
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針				
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)				
	□ ① 1   ② 有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等				
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他				
	【選択した上記の取組方針】				
	地域による鳥獣害対策(電気柵の設置や追い払いなど)の取り組みを目指す。				